

各 位

令和3年4月1日
一般社団法人長崎県情報産業協会
会 長 濱本 浩邦

2021年度 会員増強キャンペーンのご案内

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

長崎県情報産業協会は、長崎県内の情報産業に携わる企業（正会員 68 社及び特別賛助会員 5 社の合計 73 社）により構成されている非営利一般社団法人です。

さて、わたしたち ICT 企業の社会における役割の重要性は、ますます高まってきており、あらゆる産業のイノベーションを牽引するキーマンとして欠くことのできない存在でとなっています。また、関わっているビジネスもあらゆる分野に拡がりを見せており、その技術も通信における 5G に代表されるように急速に進歩しています。

現在、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、世界経済は大きな打撃を受けており、一部においてワクチン接種が始まったものの、未だ収束の見通しは不透明なままです。そのような状況下、昨年日本において在宅勤務（リモートワーク）が急拡大したのは ICT が後押ししたからです。今後、以前のような日常生活が戻ってきたとしても、ICT 技術を活用したリモートによるビジネスシーンは減ることはないと考えます。また、日本政府および各自治体は「デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進」を重要戦略として掲げ、高度なデジタル技術を活用した社会の実現に取り組んでいます。

このような時代に対応できる ICT 人材の育成が、わたしたちの大切な使命です。当協会は、地域の情報関連技術者の研修機関として、時代のニーズに合ったカリキュラムを毎年見直し、研修事業を企画・実施しております。併せて、活用可能な種々の助成金の適用を検証し、より安価な費用で受講できるようにその手続きについて支援いたします。

また、研修事業に加えて、当協会では、国（経済産業省、総務省）や自治体（県、市）、関連団体などからの最新情報を入手し、会員へメールやホームページでお知らせしています。ICT に関する膨大な情報が氾濫する中で、会員の皆様が必要とする情報を取り上げて、タイムリーにお届けするとともに、「AI」、「IoT」、「情報セキュリティ」、「オープン・クラウド」、「ビッグデータ」といった最新のテーマにも積極的に取り組んでいます。

さらに、地域において ICT 企業としてさらに成長していくために、会員企業間の協業を推進する目的で、オープンな人的交流の場として「ビジネスコラボ会」を定期的に開催しています。（現在は新型コロナウイルス対策のため中断）

長崎県情報産業協会は、以上のような活動を通して、行政、学校、関連機関の皆様と連携しながら、時代をリードする ICT 企業の団体として、企業や社会の情報化を図り、地域経済の活性化に貢献したいと思っております。そのためには、会員拡大を推し進めながら、組織の活性化を図っていかなくてはなりません。

現在、当協会では入会金 3 万円が無料となる「会員増強キャンペーン」を実施中ですので、この機会にご入会をぜひご検討戴きたく宜しくお願い申し上げます。

敬具

2021年度 会員増強キャンペーン 実施中

入会金0円、初年度会費3万円（詳しくはNisa事務局へ御照会ください）

入会金及び会費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人長崎県情報産業協会（以下「この法人」という）定款 第7条の規定に基づき、この法人の入会金及び会費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(入会金)

第2条 入会金は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。

- ① 正会員 3万円（ただし、会員増強キャンペーン期間中：0万円）
- ② 特別賛助会員 無し

(年会費)

第3条 年会費は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。

- ① 正会員 6万円
ただし、役員の前正会員は、通常6万円であるが、経営環境によって、最大12万円とすることがある。
- ② 特別賛助会員 10万円

(会費等の使途)

第4条 前2条の入会金及び会費は、使途を定めないものとする。

(変更)

第5条 この規程は、定款第6条の規定により、社員総会の決議によって変更することができる。

(徴収方法)

第6条 入会金及び年会費の徴収方法については、次に掲げるところによる。

- ① 入会金
請求後1ヶ月以内に指定する銀行口座に振込み（手数料は会員負担）又は現金一括払いとする。
- ② 年会費
当年度分を指定日迄に、指定する銀行口座振込み（手数料は会員負担）又は現金一括払いとする。

中途入会に関しては、上期入会（4月から9月）は、年会費全額、下期入会（10月から3月）は年会費の半額を徴収する。

但し、会員増強キャンペーン期間中は、初年度の年会費(上期入会)を半額とする。

請求後1ヶ月以内に指定する銀行口座に振込み（手数料は会員負担）又は現金一括払いとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

入会のお申し込み（加入申込書）

入会をご希望される方（団体、又は個人）は、「加入申込書」をダウンロードして必要事項をご記入の上、長崎県情報産業協会 事務局へご提出下さい。（WORD版は下記URL）

<http://www.nagisa.or.jp/intro/mousikomi.doc>

加入申込書

一般社団法人 長崎県情報産業協会
会長 濱本 浩邦 殿
長崎市興善町4番6号701
電話 095-824-0332 FAX 095-824-0813

住所：〒() - ()

社名： _____

代表者名： _____ 印
(フリガナ) ()
(役職名) ()
(E-mail) ()

このたび、一般社団法人 長崎県情報産業協会の設立の趣旨に賛同し、貴協会に加入したく申し込みます。

電話： _____ FAX： _____

E-Mail： _____

ホームページ： _____

事業を行う場所： _____

事業の種類： _____

常時使用する従業員数： _____

資本総額： _____ 万円 創立年月： _____

当協会の窓口担当者 役職名： _____ 氏名： _____
(フリガナ) ()

同上の電話： _____ FAX： _____

同上の E-Mail： _____